

特別区へ移管される清掃事業について

第1 監査の概要

1 監査対象の概要

清掃事業が平成12年4月1日に特別区に移管されることから、清掃局の平成11年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか、併せて、清掃局が施行した工事について、技術面から不経済な支出や施工不良がないかどうかなどを主眼に随時監査を実施した。

監査対象とした、清掃事業の平成11年度予算額（移管対象）、工事は、表1及び表2のとおりである。

（表1）清掃事業の平成11年度予算額（移管対象）

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|----------|----------|---------|----------|
| 科 目 (款) | 金額 (百万円) | 科 目 (款) | 金額 (百万円) |
| 分担金及び負担金 | 257 | 清掃事業費 | 198,542 |
| 使用料及び手数料 | 31,532 | | |
| 国庫支出金 | 5,113 | | |
| 財産収入 | 28 | | |
| 繰入金 | 2 | | |
| 諸収入 | 3,933 | | |
| 合 計 | 40,867 | | |

（表2）監査対象工事

| 件 数 (件) | 金 額 (百万円) |
|---------|-----------|
| 505 | 220,806 |

（注）平成10年度工事監査対象期間以降（平成10.11.1以降）の工事を対象としている。

2 監査結果の概要

監査を実施した結果、

- ① 廃棄物運搬における埋立処分場までの走行距離を見直すべきもの
- ② 公有財産の適正な管理に努めるべきもの
- ③ 舗装の施工方法の選定に当たり留意すべきもの

などの問題点が認められた。これらの問題点について、早急に解決を図り、事務移管が円滑に行われることが望まれる。

3 実地監査期間

平成12年1月6日から同年2月21日まで

第2 監査の結果等

1 監査の観点及び実地監査場所

| 主たる観点 | 実地監査場所 |
|--|---|
| (1) 財産の管理は、適正かつ適切に行われているか。 (2) 契約の内容、履行等は、適切に行われているか。 (3) その他の事務の執行・管理は、適正かつ適切に行われているか。 (4) 計画は、施設の目的に照らして適切なものとなっているか。 (5) 設計・積算は、諸基準に基づいて、正確かつ合理的に行われているか。 (6) 施工は、設計意図を十分に反映し、適正な管理が行われているか。 | (1) 本庁 総務部、ごみ減量総合対策室、作業部、工場管理部、環境指導部、工場建設部、施設部 (2) 事業所 ア 清掃事務所 千代田・京橋・日本橋・港東・港西・新宿西・新宿東・小石川・本郷・下谷・浅草・向島・本所・深川・城東・品川・荏原・大森・調布・蒲田・王子・滝野川・目黒・世田谷・玉川・砧・渋谷・中野・杉並西・杉並東・豊島・荒川・板橋東・板橋西・練馬・石神井・足立東・足立西・葛飾西・葛飾東・江戸川・小岩・葛西 イ 清掃事業所 小台・池袋・八枝・志村・竹ノ塚・糎谷・多摩川 ウ 特定清掃事業事務所 エ 清掃工場 世田谷・大井・葛飾・足立・杉並・光が丘・大田・目黒・練馬・有明・千歳・江戸川・墨田・北・新江東・港・豊島 |

2 監査結果

(1) 指摘事項

(歳出)

ア 廃棄物運搬における埋立処分場までの走行距離を見直すべきもの

局は、各工場から発生する焼却残灰等及び埋立基準に合致した一部の局収集ごみを埋立処分場まで運搬するために、廃棄物運搬請負契約を輸送業者52社と締結している。

この契約に基づく運搬状況を見たところ、工場管理部（各清掃工場から発生する焼却残灰を新海面処分場Aブロックへ輸送）では、清掃局中防合同庁舎（以下「中防庁舎」という。）から新海面処分場Aブロックまでの走行距離を7kmとしているのに対し、作業部（一部の局収集ごみを中央防波堤外側埋立処分場へ輸送）では、中防庁舎から、中央防波堤外側埋立処分場までを3kmとしている。

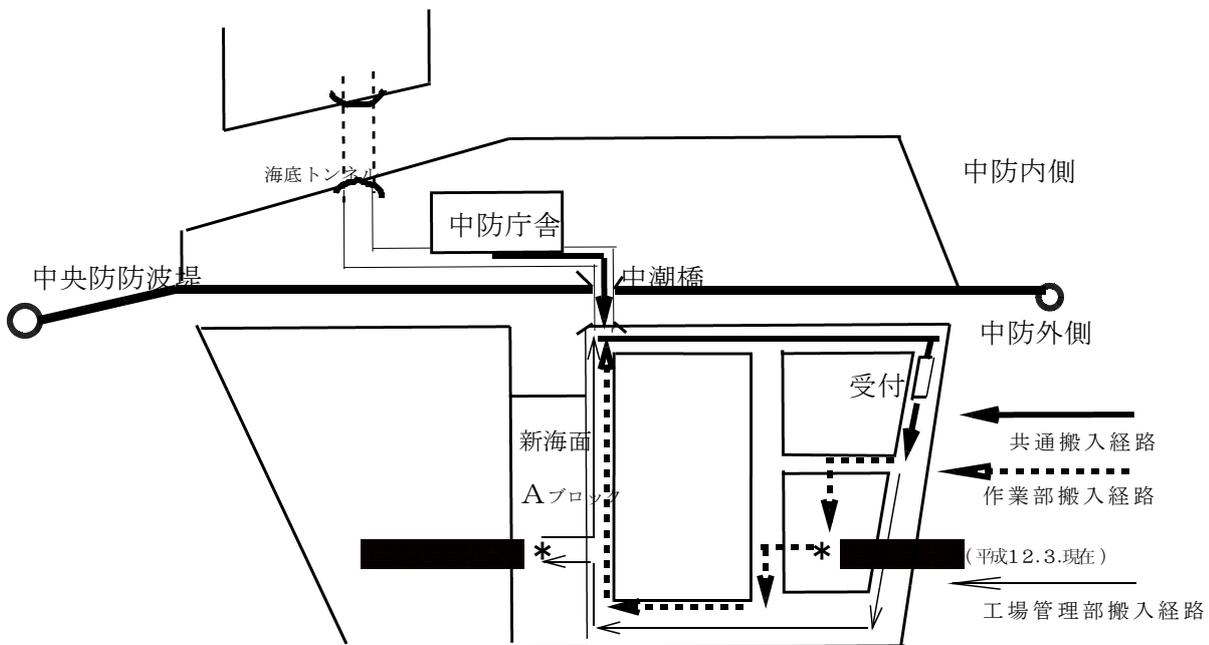
しかしながら、中防庁舎からそれぞれの場所までは、図1のとおりほぼ同一距離であるのに、部によって差が生じているのは適切でない。

これは、工場管理部が、新海面処分場の搬入開始に伴い中防庁舎と新海面処分場までの走行距離を見直した結果4km増加させたことによるものであるが、作業部は、状況の変化に対応した見直しを行わなかったことによるものである。

作業部は、中央防波堤外側埋立処分場までの走行距離を状況に応じて見直しをされたい。

(作業部)

(図1) 中防庁舎から埋立処分場までの経路



(歳出)

イ 焼却残灰の輸送に当たり、経費の節減を図るべきもの

局は、各工場から発生する焼却残灰等を埋立処分場まで運搬するために、廃棄物運搬請負契約を輸送業者52社と締結している。

ところで、江戸川清掃工場における輸送実績を見たところ、焼却炉の故障(1炉)による緊急停止に伴う輸送回数減の指示が遅れたことから、表3のとおりダンプ車6台で各社とも1回約3~4トン積載して1日3回輸送をしている状況がみられた。

しかしながら、工場管理部は、1回当たり5.5トンをめどに積載するよう指示していることからこの2日間については、1日当たり、2回の輸送で処理が可能である。

2回の輸送とすると、輸送料金8万7,840円(1台当たり1日7,320円)が節約可能となる。

輸送料金は輸送距離(回数)によって増加することから、工場は、焼却残灰の輸送に当たり、積載量を適切に管理して、経費の節減を図られたい。

(江戸川清掃工場)

(表3) 積載量等

(単位：トン)

| 輸 送 日 | 1 回 目 | 2 回 目 | 3 回 目 | 計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 11年8月30日 | 6台 19.95 | 6台 21.33 | 6台 21.25 | 6台 62.53 |
| 1台当たりの平均積載量 | 3.32 | 3.55 | 3.54 | 10.42 |
| 11年8月31日 | 6台 20.67 | 6台 17.73 | 6台 20.08 | 6台 58.48 |
| 1台当たりの平均積載量 | 3.44 | 2.95 | 3.34 | 9.74 |

(注) 江戸川清掃工場～新海面処分場 1回 55km(往復)

① 3回輸送時 165km 73,060円/日・台

② 2回輸送時 110km 65,740円/日・台

③ 節約可能額 87,840円 =7,320円 (①-②) ×2日×6台

(歳 出)

ウ ガス使用料金の節約に努めるべきもの

池袋清掃事業所では構内に2棟の建物があり、両棟のガス料金については、両棟に別々に設置されているメーターで計測された基本料金及び従量料金を別々に支払っている。

しかしながら、ガス料金について、東京瓦斯株式会社の供給規程では、「使用者が1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、使用者から申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合算した量に応じて、ガスメーターを1個として料金を算定する。」こととしている。この規定に基づきガス使用量の合算申請を行うと、基本料金は1個のメーター料金となり、また従量料金は使用量の増大により1立方メートル当たりの単価が逡減されることになる。

この合算申請を行ったとして試算すると、同事業所のガス料金は、3万6,540円(平成12年2月まで)が節約できたことになる。

所は、早急に合算申請を行いガス料金の節約を図りたい。

(池袋清掃事業所)

(財 産)

エ 公有財産の適正な管理に努めるべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第17条及び第23条の規定によると、局長等は、その所管に属する公有財産について、台帳を備え付け、その異動状況を財務局長に通知しなければならないとされている。

しかしながら、次のように適正でない事例が見受けられたので、速やかに所定の手続を行われない。

(ア) 大田清掃工場に所在する表4の建物等について、監査日(平成12.2.1)現在、公有財産台帳を作成しておらず、その異動状況を財務局長に通知していない。

(工場管理部)

(表4) 公有財産台帳が整備されていない建物等

| 分類 | 種目 | 名 称 | 数量等 | 価 格 (千円) | 取得年月日 | 備 考 |
|------|-----|----------|-------|----------|----------|-----|
| 行政財産 | 建物 | 油 庫 | 50.6㎡ | 10,454 | 平成6.3.14 | |
| 〃 | 〃 | ガスメーター庫 | 12.0㎡ | 3,200 | 元.8.15 | |
| 〃 | 工作物 | 道路表示用アーチ | 一式 | 2,500 | 2.1.31 | |

(イ) 品川清掃事務所北品川分室に所在する表5の建物について、監査日(平成12.1.17)現在、増加による異動状況を財務局長に通知していない。

(作 業 部)

(表5) 財務局長に異動通知がされていない建物

| 分類 | 種目 | 名 称 | 数量等 | 価 格 (千円) | 取得年月日 | 備 考 |
|------|----|---------|-------------------|--------------------|-----------|------------------|
| 行政財産 | 建物 | 北品川分室庁舎 | 720.90㎡ (面積不変) | 217,413 (増 加) | 昭和43.12.5 | 改 築 平成10.3.20 |

(工 事)

オ 舗装の施工方法の選定に当たり留意すべきもの

練馬清掃工場外構整備工事(練馬区谷原六丁目10番11号、工期:平成11.11.10~平成12.3.15、請負金額:4,410万円)は、練馬清掃工場の排ガス処理設備改造に伴い、構内道路、周辺擁壁等を整備するものである。

このうち、舗装工の積算について見ると、工事による工場近隣への影響を考慮し車道舗装の敷きならし・転圧を人力施工として算出している。

しかしながら、

- ① 舗装工の規模(幅員3.5~7.0m、面積784㎡)から見れば、施工は効率的な機械施工で行うべきであること
- ② すべての土工事は機械施工となっており、土工事に用いる機械に比べ舗装の機械施工に用いる機械の騒音・振動は大きくないこと
- ③ 舗装の機械施工は、人力施工に比べ工事期間を大幅に短縮することが可能であるうえ、機械の騒音・振動は、人力施工に用いる小機械と比べても差異がないこと
- ④ 工事に先立ち、請負者が提出した施工計画書では、路盤工の敷きならし等が機械施工であること

などから、工事による工場近隣への影響を考慮しても、人力施工に比べ経済的かつ効率的な機械施工とすることが十分可能である。

舗装の施工方法の選定に当たり留意されたい。

(工場管理部)

(工場建設部)

(工 事)

カ 電灯コンセント設備工事の積算を慎重に行うべきもの

多摩川清掃事業所仮庁舎電気設備工事（大田区下丸子二丁目33番1号、工期：平成11.11.10～平成12.3.15、請負金額：1,365万円）は、多摩川清掃事業所の仮庁舎建設に伴う電気設備工事を施工するものである。

本工事の設計金額の算出は、パソコンの表計算ソフトを用いて行っている。

このうち、電灯コンセント設備工事の工費の算出について見ると、誤った集計範囲の数式を設定するなどしたため、積算額約126万円が過大なものとなっている。

電灯コンセント設備工事の積算を慎重に行われたい。

(施 設 部)

(その他)

キ ボランティアシールの交付に当たり事務処理を適切に行うべきもの

ボランティアシール交付要綱は、ボランティア活動による清掃等によりごみを排出する者に対して、申請により、無料のごみ処理券（以下「ボランティアシール」という。）を交付することとしている。

また、申請に当たっては、要綱でボランティアシールの交付対象者であることを確認できる書類を提出することとしている。

ところで、千代田清掃事務所の事務処理について見たところ、一部の団体について申請書に対象者であることを確認できる書類が添付されないままボランティアシールを交付しているものがあり、適切でない。

事務所は、ボランティアシールの交付に当たり事務処理を適切に行われたい。

(千代田清掃事務所)